

# そうま広域圏だより

## 令和7年度戴帽式

令和8年  
1月発行  
—第50号—

相馬看護専門学校では令和7年10月30日に戴帽式を挙行しました。戴帽式とは看護学生が看護への認識や決意を新たにする誓いの場です。厳粛な雰囲気の中、戴帽生一人一人が純白のナースキャップを戴き、ナイチンゲールの灯火を自らのキャンドルに灯した後、ナイチンゲール誓詞を全員で宣誓しました。高山純校長の式辞等の後、上級生代表の3年生、西山弘美さんの励ましのことばに続き、戴帽生を代表し1年生の日黒綺衣さんが『正しい知識と技術を持ち、患者さんだけでなくご家族にも寄り添い信頼される看護師を目指し、日々の学びを大切にしながら成長してまいります』と誓いのことばを述べました。



看護学生  
募集中

詳細は4ページを  
ご覧ください。

# 相馬地方広域市町村圏組合の財政状況をお知らせします

相馬地方広域市町村圏組合では、財政状況の作成及び公表に関する条例に基づき、年2回財政公表をしています。今回は、令和6年度各会計決算のあらましと令和7年度上半期の予算執行状況についてお知らせします。

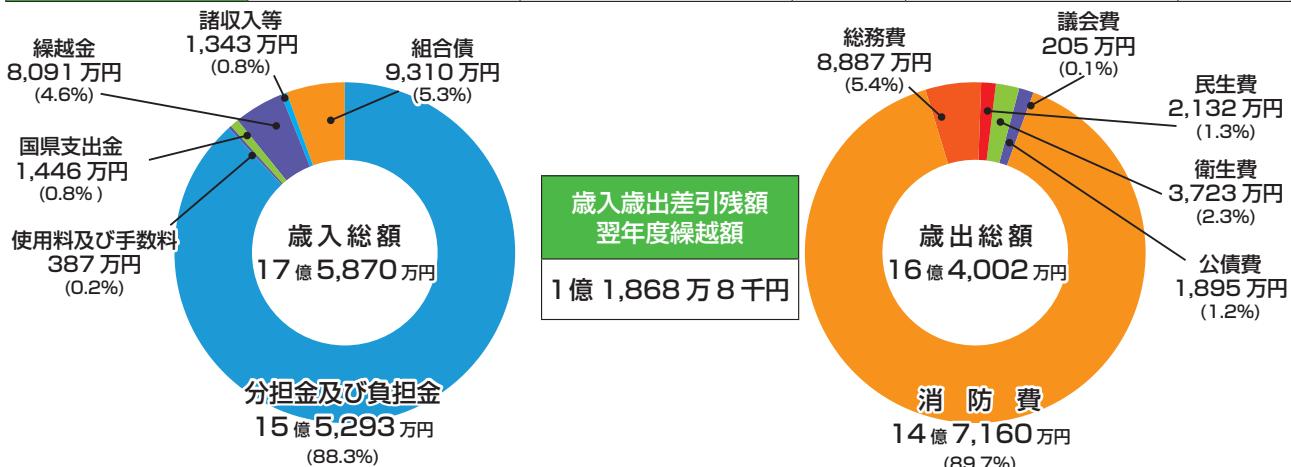
## 令和6年度決算

地域住民の安全・安心を守るべく、高規格救急自動車の購入や、令和6年度及び7年度の2か年事業である消防救急デジタル無線及び消防指令施設システムを整備するなど、地域の消防、救急体制の充実強化に努めました。

また、地域医療福祉をサポートするため、救急医療対策事業、介護人材緊急対応事業、障がい者の相談支援の拠点として設置した相馬地方基幹相談支援センター事業を推進しました。

相馬看護専門学校においては、新たな看護師等養成カリキュラムに対応した教育の充実強化を図るとともに、基礎看護実習室空調設備の改修など、学校環境の整備に努めました。各会計の決算状況は次のとおりです。

会計	予算現額	歳入決算額	収入率	歳出決算額	執行率
一般会計	20億7,540万円	17億5,870万円	84.7%	16億4,002万円	79.0%
看護専門学校特別会計	2億9,482万円	2億9,716万円	100.8%	2億2,738万円	77.1%
合計	23億7,022万円	20億5,586万円	86.7%	18億6,740万円	78.8%



## 令和6年度における主要事業

科目	事業名	事業費
総務費	相馬地方介護人材育成事業	249万円
民生費	相馬地方基幹相談支援センター事業	2,131万円
衛生費	救急医療対策事業	3,721万円
	12誘導心電図伝送システム購入事業	493万円
消防費	消防救急デジタル無線及び消防指令施設システム整備等業務委託料	6,074万円
	高規格救急自動車購入事業	3,373万円

## 令和7年度上半期の予算執行状況

(令和7年9月末日現在)

会計	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	25億5,002万円	11億4,618万円	44.9%	10億8,981万円	42.7%
看護専門学校特別会計	2億6,351万円	2億336万円	77.2%	1億1,425万円	43.4%
合計	28億1,353万円	13億4,954万円	48.0%	12億406万円	42.8%

### ■組合債の状況

区分	未償還元金
消防施設整備事業債	1億7,601万円
看護専門学校災害復旧事業債	1,682万円

### ■組合所有財産の状況

土地	5,950.00m <sup>2</sup>
建物	5,282.10m <sup>2</sup>
有価証券	786万円
自動車	44台

### ■組合債の状況

項目	借入金額
一般会計	2億9,300万円

# 組合職員の給与などを公表します

相馬地方広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、人事行政の運営等の状況について公表します。

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	歳出額 A	実質収支額	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の 人件費率
6 年度	1,867,396 千円	165,176 千円	1,449,392 千円	77.6%	80.3%

## (2) 職員給与の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 1人当たりの 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
6 年度	173 人	668,313 千円	188,289 千円	282,777 千円	1,139,379 千円	6,586 千円

(注) 1. 職員手当には、退職手当を含んでおりません。  
2. 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。

## (3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
組合	41.1歳	323,165円	436,137円
福島県	42.7歳	335,600円	417,259円
国	41.8歳	345,458円	－円

※対象職員は一般行政職及び消防職とし、看護学校教員は含まれておりません。

## (4) 職員の初任給の状況

区分		相馬地方広域市町村圏組合	福島県
一般行政職 消防職	大学卒	224,600円	230,300円
	高校卒	198,000円	198,000円

## (5) 級別職員数等の状況

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	28人	17.5%
2級	主査	15人	9.4%
3級	係長、副主任主査	57人	35.5%
4級	主幹、課長補佐、事務次長補佐、中隊長、主任主査	50人	31.3%
5級	課長、事務次長、署長、分署長、副署長	7人	4.4%
6級	消防長、事務長、消防本部次長、参事	1人	0.6%
7級	事務局長、消防長、事務長	2人	1.3%
合計		160人	100%

## (6) 職員の手当の状況

### ①期末・勤勉手当の状況（令和6年度支給割合）

区分	支給月数
期末手当	2.50月分
勤勉手当	2.10月分
合計	4.60月分

職制上の段階、職務の級等による加算措置あり

### ②退職手当の状況

区分	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分

### ③特別職の報酬の状況

区分	人数	報酬
管理者	1人	なし
副管理者	3人	なし
議長	1人	年額 70,000円
副議長	1人	年額 65,000円
議員	10人	年額 60,000円

## (7) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### ①職員の勤務時間の状況

区分	一週間の勤務時間	開始時間	終了時間
毎日勤務者	38時間45分	8時30分	17時15分
隔日勤務者 (消防職員)	38時間45分	8時30分	翌日の8時30分

### ②職員の年次有給休暇等の状況

年次有給休暇 20日をはじめ、介護休暇や育児休業などのほか、結婚休暇や出産休暇などの特別休暇が定められています。

## (8) 職員の服務の状況

職員の服務については、地方公務員法第30条に根本基準が定められているほか、次のような職務上の義務や制限が課せられています。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・政治的行為の制限
- ・秘密を守る義務
- ・争議行為等の禁止
- ・職務に専念する義務
- ・営利企業等の従事制限



## 看護学生の募集

相馬看護専門学校では、令和8年度入学の一般入学試験（2期・3期）を実施します。（出願期間及び試験日以外の項目は2期・3期共通です）

■募集定員 若干名

■出願資格 高等学校を卒業した者（令和8年3月卒業見込みを含む）または同等以上の学力があると認められる者

■試験科目 数学、小論文、面接

■出願期間

【2期】令和7年12月5日（金）～令和8年1月13日（火）必着  
【3期】令和8年2月12日（木）～令和8年3月6日（金）必着

■試験日 【2期】令和8年1月22日（木）  
【3期】令和8年3月12日（木）

2万円

相馬看護専門学校にて配布します。郵送を希望する場合は、返信先（氏名・郵便番号・住所）を記載し320円切手を貼った返信用封筒（角型2号24cm×33cm）を同封のうえ請求してください。

■問合せ先 相馬看護専門学校総務係

〒976-0006 相馬市石上字南蛇沢344  
TEL 0244-37-8118

■看護学校ホームページ  
<https://soma-kango.jp/>



## 看護体験会を開催します

看護体験会は、来校者の皆さんに看護技術を体験してもらうイベントです。

一般の方、お子様連れの方など、どなたでも参加できます。

■開催日時 令和8年3月14日（土）午前10時～午後3時 ※受付は午前9時30分～

■会場 相馬看護専門学校

■開催内容 看護体験（採血体験、災害看護トリアージ、車いす・ストレッチャー移送体験、新生児の沐浴体験、在宅ケアなど）

※希望者には、スクールライフ・入試の説明、学費・奨学金の説明を行います。

※キッチンカーによる販売を予定しています。※詳細は看護学校ホームページでお知らせします。

■問合せ先 相馬看護専門学校総務係 TEL 0244-37-8118  
看護学校ホームページ <https://soma-kango.jp/>



昨年度の様子



## 令和8年1月1日から「林野火災注意報・警報」の運用開始 (火の使用の制限がかかります)

林野火災の予防上、注意を要する気象状況になった際には、「林野火災注意報」を発令し、火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、努力義務を課すこととなります。さらに、林野火災の予防上、危険な気象状況になった際には、「林野火災警報」を発令し、火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、義務を課すこととなります。

◎火の使用の制限（相馬地方広域市町村圏組合火災予防条例第29条）

(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。

(2) 煙火を消費しないこと。

(3) 屋外において火遊び又ははき火をしないこと。

(4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。

(5) 山林、原野等において喫煙しないこと。

(6) 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。

【火の使用の制限に従わなかった場合】

林野火災警報発令時には、「火の使用の制限」に違反した者に対して、30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

※火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に「はき火」も含まれますので、事前に届出を行ってください。（口頭若しくは電話等による連絡も可能です）



## マイナ保険証の携行をお願いします

相馬広域消防本部では令和7年10月1日から全救急隊（8隊）でマイナ救急実証事業を開始しました。

マイナ救急とは、救急隊がマイナ保険証を活用し病院選定等に関する情報を把握する取組みです。

【期待される主な効果】

傷病者の負担軽減のほか必要な情報（診療情報、お薬情報など）から総合的に判断し、より迅速に、より的確に、より円滑な病院選定等への効果に期待ができます。

詳しくは以下をご覧ください。

【マイナ救急 HP 総務省】

URL (<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/mynakyukyu/mynakyukyu.html>)



YouTube



X

